

第9回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年10月24日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和6年10月24日(木) 午後2時00分～午後2時25分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 職務代理者: 8番 黒須 明 委員: 1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、19番 大野 寛文</p> <p>4. 欠席委員(4人) 会長: 16番 興野 礼子 委員: 2番 仲澤 清一、17番 橋本 幸雄、18番 大野 悟</p> <p>5. 出席推進委員(2人) 8番 伊藤 榮三、24番 水上 洋一</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第275号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇</p>	
事務局長(森林)	<p>ただいまから令和6年第9回総会を開会いたします。興野会長につきましては、令和7年度県農業等施策並びに予算に関する要請会出席のため欠席となります。</p> <p>本日は、2番 仲澤 清一 委員、17番 橋本 幸雄 委員、18番 大野 悟 委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますが、興野会長が欠席なので、以後の議事進行は、黒須会長職務代理者をお願いいたします。</p>
会長職務代理者(黒須)	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。</p>
事務局長(森林)	<p>< 議事日程の朗読 ></p>
議長	<p>経過報告をお願いします。</p>

事務局長（森林）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名人は 11番 檜山 徳夫 委員、12番 田澤 稔 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、19番 大野 覚文 委員。
19番 大野 覚文 委員	10月12日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、梨、野菜、栗。農業従事年数及び農業形態、約19年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、スピードスプレヤー1台。取得地への通作距離、約0.7km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田154a、畑123a、樹園地104a、計381a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
8番 伊藤 榮三 推進委員	この件につきましては、問題ないと思われれます。
	< 他に意見なし >

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
4番 堀江 恒夫 委員	資料を見ますと申請地への進入路がないのですが、ここへ行くにはどういう手段で行くのでしょうか。隣の●●●番が受人の土地であれば問題ないと思いますが。
19番 大野 覚文 委員	この申請地については、周りが受人の親の土地で耕作者が受人なので特に問題ないと思います。更に、台風19号でこれまで作っていた栗などが流されて一枚の広い土地のようになっており、どこが境界かわからないという状況です。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(中山)	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、3番 中村 東 委員。
3番 中村 東 委員	10月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●● 氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地・田、西が道を挟んで墓地、南が道を挟んで墓地・田、北が道を挟んで宅地・畑。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。近隣の●●●さんとは、3mくらい離れたところに設置をすることで話し合いが済んでいるそうです。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,000㎡、うちフェンス内面積、約708㎡。

<p>(3番 中村 東 委員)</p>	<p>転用面積、1,000 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル 148 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 88.06kW、年間発電量約 9 万 3 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 6 年 9 月 25 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局 (中山)</p>	<p>< 議案第 3 号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、6 番 小口 久男 委員。</p>
<p>6 番 小口 久男 委員</p>	<p>10 月 12 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 3 号 整理番号 1 のとおりです。調査方法、関係人から聞き取り、現地に関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成 22 年 1 月 相</p>

(6番 小口 久男 委員)	続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 33 年。申請地は、平成 3 年頃に願出人の父親が ●●●有限会社に従業員駐車場として賃貸を開始し、同様の利用を続け、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、雑種地、駐車場敷地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われま。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
24番 水上 洋一 推進委員	ただいまの報告のとおり、問題ないと思われま。
	< 他に意見なし >
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。 次に、日程第 5 議案第 4 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 275 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させま。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させま。
事務局（中山）	議案第 4 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 275 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須

<p>(事務局 (中山))</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画(第275号)については、新規2件、更新62件です。利用権の設定を受ける者36名、利用権を設定する者62名です。利用権の設定面積は、255,037㎡です。令和6年度累計は、436,584㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和6年10月31日公告予定です。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p> <p>ただいま上程中の、議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第275号)の承認について」 は、計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第275号)の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。</p> <p>(午後 2時 25分)</p>
--------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月24日

議 長

11 番

12 番